

平成 22 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に  
基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排  
出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の  
実施状況について

平成 2 4 年 3 月

地球温暖化対策推進本部幹事会



## 目次

1. はじめに .....	1
2. 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について .....	2
3. その他の数量を伴う目標の実績数値等について .....	3
3.1 総括 .....	3
3.2 具体的措置ごとの実施状況 .....	5
4. 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況 .....	7
5. まとめ .....	11
6. 資料編 .....	13
6.1 平成 22 年度における数量的目標に係わる実績数値 .....	13
6.2 平成 22 年度における数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況 .....	43
6.3 「政府の実行計画」に係る取組に対する評価および今後の課題 .....	52

平成 22 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく  
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため  
実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成 24 年 3 月

## 1. はじめに

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であるということにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。また、平成 17 年 2 月 16 日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効した。

これにより、今後の地球温暖化対策における政府による率直的な取組の意義が一層高まるとともに、政府として、京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定。平成 20 年 3 月 28 日全部改定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められる。

特に、政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することが重要であることから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成 11 年 4 月 9 日閣議決定）に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定、平成 17 年 4 月 28 日改訂。以下「政府の旧実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成 17 年 4 月 28 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進し、目標である、平成 13 年度比で平成 18 年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量 7%削減を上回る 14.5%削減を達成した。

政府の旧実行計画は、平成 18 年度末をもってその計画を終了したが、平成 19 年 3 月 30 日、新たに「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を閣議決定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、引き続き温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

新たな政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を 8%削減することを目標

としているほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の4分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされていることから、今般、平成22年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおりまとめた。

## 2. 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を8%削減することを目標としている。

平成22年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出の推計は、1,589,771 tCO<sub>2</sub>となった。これは、政府の実行計画の基準年度（平成13年度）における総排出量の推計（1,998,202 tCO<sub>2</sub>）に比べ20.4%減少している。

表1 温室効果ガスの総排出量の推移（政府全体）

項目	達成目標	単位	年度	政府全体	調整後係数で算出した値
温室効果ガスの総排出量	13年度比で8%削減	tCO <sub>2</sub>	H13	1,998,202	-
			H14	1,926,393	-
			H15	1,929,191	-
			H16	1,977,683	-
			H17	1,971,101	-
			H18	1,706,182	-
			H19	1,589,374	-
			H20	1,616,715	-
			H21	1,699,317	1,609,555
			H22	1,589,771	1,488,714
		H22/13比	(20.4%減)	(25.5%減)	

※温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第396号）に定める排出係数等を用いた。

※平成22年度の電気の排出係数については、地球温暖化対策推進法に基づき平成22年12月27日に公表された電気事業者毎の排出係数等を用いた。

※対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成22年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※調整後係数欄の数値は、調整排出係数を用いて算出した場合の温室効果ガスの総排出量とその数値を基準年度（平成13年度）と比較した際の削減率。

※平成22年度調査時において、過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある（以下同じ）。

### 3. その他の数量を伴う目標の実績数値等について

#### 3.1 総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する基準年度（平成13年度）から平成22年度の各年度における実績数値は、以下のとおり。

表2 その他の数量目標の推移1（政府全体）

項目	達成目標	単位	年度	政府全体
1 公用車の燃料使用量	13年度比で概ね85%以下	GJ	H13	1,065,424
			H14	1,078,911
			H15	1,075,537
			H16	1,083,428
			H17	1,080,963
			H18	1,056,417
			H19	1,054,549
			H20	974,473
			H21	938,172
			H22	823,729
			H22/H13比	(22.7%減)
2 用紙類の使用量	13年度比で増加させない	t	H13	30,845
			H14	30,264
			H15	31,217
			H16	30,529
			H17	32,343
			H18	29,051
			H19	30,698
			H20	31,635
			H21	33,092
			H22	30,509
			H22/H13比	(1.1%減)
3 事務所の単位面積当たりの電気使用量	13年度比で概ね90%以下	kWh/m <sup>2</sup>	H13	113.5
			H14	111.0
			H15	115.5
			H16	119.0
			H17	120.6
			H18	110.7
			H19	108.4
			H20	106.8
			H21	106.0
			H22	102.8
			H22/H13比	(9.4%減)

表 3 その他の数量目標の推移 2 (政府全体)

項目	達成目標	単位	年度	政府全体	
4 エネルギー供給設備等における燃料使用量	13年度比で増加させない	GJ	H13	6,711,421	
			H14	6,556,606	
			H15	6,546,351	
			H16	6,483,042	
			H17	6,132,153	
			H18	5,325,167	
			H19	5,434,928	
			H20	5,119,039	
			H21	5,064,926	
			H22	5,138,005	
			H22/H13比	(23.4%減)	
5 事務所の単位面積当たりの上水使用量	13年度比で90%以下	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	H13	1.98	
			H14	1.94	
			H15	2.18	
			H16	2.20	
			H17	2.20	
			H18	1.94	
			H19	1.58	
			H20	1.49	
			H21	1.67	
			H22	1.05	
			H22/H13比	(47.1%減)	
6 廃棄物の量	13年度比で概ね75%以下	t	H13	101,451	
			H14	92,776	
			H15	80,092	
			H16	70,874	
			H17	70,880	
			H18	69,395	
			H19	67,441	
			H20	64,418	
			H21	57,615	
			H22	56,051	
			H22/H13比	(44.8%減)	
	可燃ごみの量	13年度比で概ね60%以下	t	H13	65,240
				H14	57,755
				H15	56,163
				H16	49,620
				H17	50,921
				H18	49,597
				H19	48,160
				H20	44,478
				H21	38,607
				H22	37,502
H22/H13比	(42.5%減)				

※対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成 22 年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※GJ（ギガ・ジュール）：G（ギガ）は 10 億倍の意味、J（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

※平成 22 年度調査時において過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある（以下同じ）。

### 3.2 具体的措置ごとの実施状況

#### (1) 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 85%以下にすることをに向けて努める。

平成 22 年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は 823,729GJ であり、基準年度(平成 13 年度) 値に比べ 22.7%減少した。

本府省、地方支分部局等別にみると、基準年度値に対して本府省が 25.0%減少、地方支分部局等が 22.6%減少している。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、特に一般公用車については、平成 17 年 3 月末にはすべてが低公害車になっている。各府省全体の低公害車の保有状況は以下のとおりである。

表 4 各府省における低公害車の保有状況 (平成 23 年 3 月末現在)

(台)

府省名	電気自動車	天然ガス自動車	マイル自動車	ハイブリッド自動車	水素自動車	クリーンディーゼル車	燃料電池車	低燃費優遇税制認定車	合計
内閣官房	0	0	0	2	0	0	0	4	6
内閣府	0	0	0	82	0	0	2	50	134
警察庁	0	4	0	115	0	1	0	182	302
宮内庁	0	17	0	7	0	0	0	10	34
消費者庁	0	0	0	4	0	0	0	0	4
金融庁	0	0	0	15	0	0	0	1	16
総務省	0	0	0	77	0	0	0	53	130
公正取引委員会	0	0	0	8	0	0	0	6	14
法務省	0	0	0	321	0	0	0	884	1,205
外務省	0	1	0	20	0	0	0	26	47
財務省	11	0	0	359	0	0	0	2,866	3,236
文部科学省	0	0	0	19	0	0	0	23	42
厚生労働省	0	4	0	110	0	0	0	238	352
農林水産省	0	2	0	96	0	0	0	1,603	1,701
経済産業省	1	1	0	72	0	0	1	11	86
国土交通省	1	154	0	442	0	0	1	1,081	1,679
環境省	3	4	0	53	0	0	2	32	94
防衛省	0	0	0	151	0	0	0	76	227
内閣法制局	0	0	0	4	0	0	0	3	7
人事院	0	0	0	11	0	0	0	2	13
会計検査院	0	0	0	12	0	0	0	0	12
合計	16	187	0	1980	0	1	6	7151	9341
(構成比)	0.2%	2.0%	0.0%	21.2%	0.0%	0.0%	0.1%	76.6%	100.0%

## (2) 用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないよう努める。

平成 22 年度の使用量は、30,509 t/年である。基準年度（平成 13 年度）に対し 1.1% 減となっている。

本府省・地方支分部局等別にみると、本府省は基準年度に対して 25.8%減少している一方、地方支分部局等は 7.2%増加している。

## (3) 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90%以下にすることに向けて努める。

平成 22 年度の事務所の単位面積当たりの電気使用量は 102.8kWh/m<sup>2</sup>であり、基準年度値（平成 13 年度値）に対して 9.4%減少している。

本府省・地方支分部局等別では、基準年度値に対しそれぞれ本府省 2.7%減、地方支分部局等で 12.2%減少している。

## (4) エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成 22 年度のエネルギー供給設備等における燃料使用量は、5,138,005GJ であり、基準年度値に比べ、23.4%減少している。

本府省・地方支分部局等別にみると、基準年度値に対して本府省では 50.2%増加、地方支分部局等では 29.4%減少となっている。

## (5) 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90%以下にすることに向けて努める。

平成 22 年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は 1.05m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>であり、基準年度値に比べ、47.1%減少している。

本府省・地方支分部局等別にみると、基準年度に対し本府省では 35.6%減、地方支分部局等では 47.4%減となっている。

## (6) 廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね 60%以下とすることに向けて努める。

平成 22 年度中における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は 56,051 t/年であり、基準年度値に比べ、44.8%減少した。また、可燃ゴミの量は、37,502 t/年であり、基準年度値に比べ、42.5%減少した。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が 38.4%減少（可燃ごみは 48.2%減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が 45.3%減少（可燃ごみは 41.9%減少）した。

## 4. 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目措置について取り組みが進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置についてとりまとめた結果、分野ごとによく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

（参考）よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について、

- ①よく実施されている（実施率が概ね 8 割以上）
- ②かなり実施されている（実施率が概ね 5 割以上 8 割未満）
- ③あまり実施されていない（実施率が概ね 5 割未満）
- ④実施されていない（実施率 0%）
- ⑤わからない
- ⑥該当しない

という 6 つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを基に、「よく実施されている及びかなり実施されている」の比率が 75%以上のものをよく取り組まれている項目、25%未満のものを取組が遅れている項目として整理した。

### (1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

（本府省、地方支分部局共によく取り組まれている項目）

- ◇待機時のエンジン停止、不要なアイドルングの中止等の環境にやさしい運転の実施
- ◇ETC 対応車載器や 3 メディア対応型の VICS 対応車載機の積極的な活用
- ◇タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行

- ◇相乗りや職員の公共交通機関の利用奨励等による公用車の利用の効率化推進
- ◇用紙使用量の適切な把握
- ◇会議用資料の統一化
- ◇各種報告書の大きさ等の規格の統一化、ページ数や部数の削減
- ◇両面印刷、両面コピーの徹底
- ◇使用済み用紙の裏紙使用
- ◇電子メール、庁内 LAN の活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備
- ◇再生材料から作られた物品（文具類、制服・作業服等）の使用
- ◇環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの情報を活用し、環境物品等を優先的に調達
- ◇詰め替え可能な洗剤、文具等の使用
- ◇机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際の修繕、再利用  
(地方支分部局でよく取り組まれている項目)
- ◇公用自転車の利用

取組が遅れている項目

※なお、該当しないとする回答が 50%以上ある項目は除外している。

(本府省、地方支分部局共に取組が遅れている項目)

- ◆来庁者に対し自動車利用の抑制等

## (2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局共によく取り組まれている項目)

- ◇庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度)

取組が遅れている項目

※なお、該当しないとする回答が 50%以上ある項目は除外している。

(本府省、地方支分部局共に取組が遅れている項目)

- ◆雨水貯留タンク等雨水利用設備の導入
- ◆排水再利用設備の導入  
(特に地方支分部局で取組が遅れている項目)
- ◆既存の建築物における簡易 ESCO 診断の実施

- ◆HFC を使用しない建築資材の利用
- ◆電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入
- ◆環境配慮型官庁施設の整備
- ◆断熱性向上のため、庇、窓ガラス、開口部構造の検討整備
- ◆定格出力が大きい負荷変動動力装置のインバーター化
- ◆ESCO 事業の導入

表 5 政府の実行計画に基づく各府省の太陽光発電及び建物の緑化の整備状況(参考)

省庁名	太陽光発電整備状況(kW)			建物の緑化整備状況(m <sup>2</sup> )		
	計画期間前 (H18以前) 整備	計画(H19～ 24)導入予定 ※1	H19～22年度 整備	計画期間前 (H18以前) 整備	計画(H19～ 24)導入予定 ※1	H19～22年度 整備
内閣府・内閣官房	91	276	405	6,833	625	351
うち、内閣府	40	34	31	835	625	351
うち、内閣官房	51	242	416	5,998	0	0
警察庁	50	707	326	562	0	0
宮内庁	6	110	90	105	0	0
金融庁※2	-	-	-	-	-	-
総務省	121	30	0	2,319	0	1,142
公取委※2	-	-	-	-	-	-
法務省	423	1,615	1,080	5,125	16,438	6,675
外務省	60	0	100	4,020	0	0
財務省	675	723	1,172	9,159	15,110	16,225
文科省	0	50	51	0	2,418	2,584
厚労省	342	586	962	3,448	3,595	3,202
農水省	28	30	55	2,365	145	348
経産省※3	88	20	146	385	0	0
国交省	675	2,124	1,855	5,502	11,022	4,862
環境省	235	30	398	548	300	0
防衛省	40	110	100	2,870	7,000	3,680
内閣法制局※2	-	-	-	-	-	-
人事院	0	140	0	927	0	0
会計検査院	-	-	-	-	-	-
合計	2,834	6,551	6,782	44,168	56,653	39,069
うち合同庁舎		1,120	1,032		10,495	9,805

※1.対応可能な庁舎は全て太陽光発電又は建物の緑化を導入するとの総理大臣指示（平成 19 年 5 月 29 日地球温暖化対策推進本部）を受け、H24 年度までの 6 年間の導入予定量を決定。

※2.整備対象施設（自ら管理する施設）の無い省庁

### (3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局共によく取り組まれている項目)

- ◇OA 機器、家電製品、照明等適正規模の導入・更新、適正時期での省エネ機器への交換
- ◇夏期のクールビズ、冬期のウオームビズの励行
- ◇冷暖房中の窓、出入口の解放禁止の徹底
- ◇昼休みの消灯の実施
- ◇残業時照明が必要な箇所以外での消灯
- ◇事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底
- ◇執務室内に十分な数の分別回収ボックスの適切な配置
- ◇使い捨て製品の使用や購入の抑制
- ◇シュレッダーの使用は秘密文書廃棄の場合のみに制限
- ◇コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用の推進
- ◇OA 機器、家電製品、車廃棄時における適正処理
- ◇物品の在庫管理の徹底により期限切れ廃棄等を防止  
(地方支分部局でよく取り組まれている項目)
- ◇水曜日の定時退庁の徹底
- ◇有給休暇の計画的消化についての一層の徹底、夜間残業の削減
- ◇トイレ、廊下、階段等での自然光の活用

#### 取組が遅れている項目

(地方支分部局で取組が遅れている項目)

- ◆給湯器へのエコノマイザー導入等ガスコンロ、ガス給湯器効率利用
- ◆簡便な手法でのトイレ洗浄用水節水の実施
- ◆食べ残し、食品残滓等の有機物の再利用
- ◆リサイクルルートの確保等の庁舎ごとのリサイクル計画策定等
- ◆CO2 冷媒ヒートポンプ等高効率給湯器の活用

### (4) 職員に対する研修等

#### 取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局共に取組が遅れている項目)

- ◆地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるための便宜供与
- ◆国が主唱する環境関係の諸行事で地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加への便宜供与

- ◆希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等の必要な便宜供与  
(本府省で取組が遅れている項目)
- ◆地球温暖化対策に関する研修の計画的な推進
- ◆地球温暖化対策に関する活動・研修等の情報提供  
(地方支分部局で取組が遅れている項目)

## 5. まとめ

- 温室効果ガスの総排出量削減についての取り組みは全般に進んできており、基準年度(平成13年)に対して20.4%の削減を達成している。また、平成22年は平成21年に比べ、温暖化ガス排出量は6.4%減少している。内訳を見ると、公用車、電力使用量、その他の使用量は減少しているものの、施設のエネルギー供給設備等における燃料使用量は前年比で5.5%増加している。
- 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標について、平成22年～24年の平均目標値をクリアする項目は、公用車の燃料使用量、用紙類の使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量、上水使用量、廃棄物の量(含む可燃ごみ)、クリアしていない項目は、電気使用量である。
- 「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」のうち、数量目標を含まない措置については、再生材料から作られた物品の使用、待機時のエンジン停止や不要なアイドリング中止、自転車の共同利用の推進、公用車の協同使用の促進など、全般的によく取り組まれているが、地方支分部局における来庁者に対し自動車利用の抑制等の取組が遅れている。
- 「建築物の建築、管理に当たっての配慮」のうち、数量目標を含まない措置については、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理等はよく取り組まれている。しかこれ以外の取組は、本府省、地方支分部局等共に、総じて遅れている。
- 「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」のうち、数量目標を含まない措置については、本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている。
- 「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に取組が進んでおらず、この傾向は過去継続して改善がみられない。

## 各府省別の温室効果ガス排出量とその要因分析

省庁名	H13 (トンCO <sub>2</sub> /年)	H22 (トンCO <sub>2</sub> /年)	H13比 増減率(%)	H22～24 削減目標	増減の内訳							(参考)	
					公用車	電気	電気使用 量	(うち床 面積)	原単位 変化	施設のエネ ルギー使用	その他	H21 (トンCO <sub>2</sub> /年)	H21比 増減率(%)
内閣官房	1,837	14,496	689.0%	137.3%	-8.7%	664.1%	560.2%	(259.8%)	104.0%	33.6%	0.0%	14,253	1.7%
内閣府	9,374	15,448	64.8%		-3.2%	65.9%	9.4%	(21.9%)	56.6%	1.1%	1.0%	15,115	2.2%
警察庁	32,549	33,255	2.2%	-8.0%	-0.9%	4.0%	-6.5%	(6.2%)	10.5%	-0.9%	0.0%	31,844	4.4%
宮内庁	8,487	7,234	-14.8%	-8.0%	-0.6%	6.1%	-3.3%	(2.0%)	9.4%	-5.0%	-15.2%	6,373	13.5%
消費者庁	0	462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	243	90.1%
金融庁	1,224	3,430	180.2%	22.5%	1.6%	101.9%	81.0%	(283.8%)	20.9%	76.7%	0.0%	3,199	7.2%
総務省	14,320	15,969	11.5%	-10.0%	-1.0%	14.7%	-1.5%	(9.2%)	16.3%	-2.2%	0.0%	15,121	5.6%
公正取引委員会	1,247	1,606	28.8%	15.2%	-0.4%	28.9%	2.7%	-(2.5%)	26.2%	0.3%	0.0%	1,279	25.6%
法務省	328,141	267,143	-18.6%	-8.1%	-0.3%	6.8%	-0.1%	(6.0%)	7.0%	-24.1%	-1.0%	265,223	0.7%
外務省	7,157	7,047	-1.5%	-8.0%	-1.1%	3.2%	-6.1%	-(4.1%)	9.2%	-3.6%	0.0%	6,982	0.9%
財務省	132,961	133,165	0.2%	-8.0%	0.6%	9.4%	-5.9%	(9.6%)	15.3%	-10.0%	0.2%	122,120	9.0%
文部科学省	5,430	7,728	42.3%	-8.0%	-1.2%	19.7%	8.0%	(11.1%)	11.6%	23.8%	0.0%	6,917	11.7%
厚生労働省	116,114	109,040	-6.1%	-13.2%	-1.3%	2.4%	-6.0%	-(13.8%)	8.3%	-6.8%	-0.3%	127,675	-14.6%
農林水産省	145,387	114,907	-21.0%	-10.0%	-3.5%	-3.7%	-5.7%	-(7.4%)	2.0%	-7.2%	-6.5%	117,008	-1.8%
経済産業省	25,928	20,518	-20.9%	-21.0%	0.0%	-7.1%	-13.6%	(27.0%)	6.5%	-14.0%	0.2%	17,918	14.5%
国土交通省	1,042,394	710,240	-31.9%	-8.5%	-0.9%	2.3%	-0.8%	(1.4%)	3.1%	-0.6%	-32.7%	819,080	-13.3%
環境省	6,695	6,064	-9.4%	-10.0%	2.0%	-4.1%	-12.2%	(11.9%)	8.1%	-7.3%	0.0%	5,993	1.2%
防衛省	115,765	116,277	0.4%	-8.0%	-0.3%	2.3%	-2.0%	(5.8%)	4.3%	-0.9%	-0.7%	117,188	-0.8%
内閣法制局	310	425	37.0%	-15.3%	-4.8%	41.5%	5.2%	(25.1%)	36.3%	0.3%	0.0%	343	23.9%
人事院	1,718	1,792	4.3%	-8.3%	-1.6%	10.2%	-1.4%	(1.0%)	11.6%	-4.3%	0.0%	1,728	3.7%
会計検査院	1,165	3,526	202.8%	-8.0%	-3.5%	134.6%	110.6%	(84.6%)	24.0%	71.7%	0.0%	3,714	-5.1%
合計	1,998,202	1,589,771	-20.4%	-8.0%	-0.9%	3.5%	-1.3%	(2.0%)	4.9%	-5.3%	-17.8%	1,699,317	-6.4%

(注1)「○%」とあるのは、13年度の各府省の総排出量からの増減比率。

(注2)平成13年度の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算出に当たっては、一般電気事業者は0.378kgCO<sub>2</sub>/kWh、その他電気事業者は0.602kgCO<sub>2</sub>/kWhの排出係数を用いている。

(注3)平成22年度の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策推進法に基づき平成22年12月27日に公表された

電気事業者毎の排出係数又は電気の使用者において把握できる適切な排出係数又は0.561kgCO<sub>2</sub>/kWhの排出係数を用いている。

(注4)施設のエネルギー：施設で使用する電気以外のエネルギー(空調・給湯用のガス、A重油、灯油等)

(注5)その他：船舶、航空機燃料、医療施設の笑気ガス、農業関連に伴う排出など。主たるものは船舶。

(注6)内閣官房の大幅な排出増は、平成14年度の内閣衛星情報センター等の運用開始等によるもの。

(注7)消費者庁はH21年9月発足のためH21年度値は半年分の排出量である。